

5 災害に強いまちづくり計画

共通

施策 9-1-⑪

災害記録の保存・整理

【取組の概要】

実際に災害が生じることは限られていることから、災害が生じた際の記録を保存・整理し、後世に伝えていくことは非常に重要な取組になります。

実際に災害が生じている際には、情報の輻輳や対応すべき事項が多く、記録を残すことは困難な状況に陥ることが想定されますが、避難所における避難者台帳や住民からの問い合わせ記録等の様式を事前に作成しておくことで、災害対応の記録を残していくことが期待されます。

また、東北の被災地では、震災の記憶をとどめ、災害のおそろしさを後世に伝えていくために、震災で被災した建物などを保存していく取り組みが進められています。

【計画、整備にあたっての着眼点・留意点】

- ・避難所における避難者台帳や住民からの問い合わせ記録等の様式を事前に作成し、職員に周知を図ることで、確認すべき項目の統一化が図られ、情報の集約・整理における均一化や効率化が期待されます。
- ・東日本大震災から得られた教訓は、四国地方における南海トラフの巨大地震への備えに役立っていることを認識し、災害の規模の大小にかかわらず、記録を整理しておくことが必要です。
- ・被災の様相を思い起こさせる施設の保存等については、被災者の心情を踏まえることが必要です。

○岩手県宮古市の取組み

・津波遺構保存整備事業により被災したホテルの保存

- ・岩手県宮古市の田老地区では、津波遺構保存事業として、被災した「たろう観光ホテル」を保存し、後世に津波のおそろしさを伝えることとしています。



5 災害に強いまちづくり計画



○大豊町の取組み

・災害の経験を踏まえたタイムラインの作成

- ・大豊町では、平成26年8月の台風12号、11号の災害対応等を踏まえ、今後の災害対策に活用していくため、タイムラインを作成しました。

【大豊町タイムラインの特徴】

- ・台風等による土砂災害から町民を守ることを目的とした計画
- ・多くの地すべり・がけ崩れが発生した、平成26年台風第12号、11号の経験・教訓を踏まえ作成
- ・防災対応をレベル1～6（台風の発生～最接近・被害発生～通過）で分け、各段階の対応を整理
- ・各段階で、町民に取って欲しい行動、役場から町民に対する情報伝達内容の明確化

【地区タイムラインの作成】

- ・モデル地区において地区タイムラインの作成

参照：岩原・筏木・西峰三谷地区をモデルとしての
地区タイムライン作成取り組み状況



【平成27年台風第11号における試行運用】

- ・平成27年7月の台風第11号において、タイムラインを試行運用し、防災対応を行った。
- ・タイムライン対応に係る、意思決定や情報共有等は、課長会議において実施された。



課長会議の様子



早めに避難した住民への意見聴取

台風第11号における主な対応

日付	時間	主な内容
14日(火)	09:00	第1回課長会議⇒タイムライン立ち上げ(TLレベル1)
	随時	各区長へタイムライン立ち上げの連絡
15日(水)	09:00	第2回課長会議⇒TLレベル2へ移行を意思決定
	随時	住民等へ「明日午前中に避難所開設予定」と周知
	随時	区長へTLレベル2移行の連絡。同時に、避難行動要支援者の情報を区長から聞き取り
	14:00	台風説明会への参加
16日(木)	16:30	第3回課長会議⇒対応状況の共有
	07:15	暴風警報・大雨、洪水注意報の発表
	10:00	第4回課長会議⇒TLレベル3へ移行を決定
	"	避難勧告の発令
	"	避難所の開設
17日(金)	"	避難の開始
	17:00	第5回課長会議⇒対応状況の共有
	23:20	室戸付近に台風上陸
	08:30	第6回課長会議
	11:00	避難勧告の解除

参照：高知県大豊町タイムラインの取組状況